

『年金ライフガイド』 追補

雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更（令和4年8月）

（30頁） 表1が次のように変わりました。

●表1 基本手当の給付率（令和4年8月～令和5年7月、毎年8月に見直し）

給付率	賃金日額		賃金日額	
	2,657円以上 5,030円未満	5,030円以上 11,120円以下	11,120円超 12,380円以下	12,380円超
60歳未満	80%	80%～50%		50%
60歳以上 65歳未満	80%	80%～45%	45%	

※賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は45～59歳 16,710円、60～64歳 15,950円、基本手当日額は45～59歳 8,355円、60～64歳 7,177円です。

雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更（令和4年8月）

（33頁） 本文中、中段右から4行目・15行目・18行目および下段右から15行目の「36万584円」が「36万4595円」になります。